

事例番号	②-(1)																																																	
事例名	地域住民による歩道等の自主管理に対する交付金制度																																																	
自治体名	大阪府箕面市																																																	
導入時期	平成 22 年 4 月																																																	
取組の背景・目的	・ 市民及び市が協働して安全で快適な地域コミュニティに根ざした魅力的な場にしていくことを目的に地元自治会等の道路愛護の意識向上をサポートするため。																																																	
取組の概要	・ 地域住民や NPO 団体、または企業の方などが市道における歩道等の清掃・点検及び植樹帯の除草及び中低木管理、側溝清掃等の自主管理活動を定期的に行っていたことに対して市から交付金を支給し、自主管理活動を支援するもの。																																																	
内容	<p>[対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会、老人クラブ、子ども会その他の地域団体、NPO、公園・歩道等の自主管理のために結成したグループ(その構成員が一名である場合を含む)等。 <p>[運用方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市で定めた「箕面市公園・歩道等の自主管理支援要綱」に基づいて実施する。 公園・歩道等の敷地内において、それぞれ市が指定する区域について、管理団体の指定を受けて自主管理交付金の交付を申請する。 申請書に基づき、市は自主管理が適当な団体と認めるときは、管理団体の指定及び自主管理交付金の交付を決定し、通知する。自主管理交付金の額については、毎年度、市長が管理団体に通知する。 提出された自主管理報告書を審査し、適切に行われていると認められとき、提出があった月数分の自主管理交付金を部分払いにより交付する。 <p>[交付金額]</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主管理交付金：表に示す管理頻度を満たした場合に、実施面積に応じた交付金を交付。 <p style="text-align: center;">表 歩道の自主管理項目と頻度及び単価(箕面市 HP)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">公園等</th> <th colspan="2">歩道</th> </tr> <tr> <th>頻度</th> <th>交付額</th> <th>頻度</th> <th>交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清掃・点検等</td> <td>2回以上/月</td> <td>21 円/㎡</td> <td>24回以上/年</td> <td>30 円/㎡</td> </tr> <tr> <td>除草 (グラウンド)</td> <td>2回以上/年</td> <td>20 円/㎡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>除草 (グラウンド以外)</td> <td>2回以上/年</td> <td>25 円/㎡</td> <td>2回以上/年</td> <td>20 円/㎡</td> </tr> <tr> <td>中低木管理</td> <td>1回以上/年</td> <td>130 円/㎡</td> <td>1回以上/年</td> <td>100 円/㎡</td> </tr> <tr> <td>トイレ清掃</td> <td>2回以上/週</td> <td>10,000 円/㎡</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>側溝清掃 (ふた無し)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1回以上/年</td> <td>180 円/㎡</td> </tr> <tr> <td>側溝清掃 (ふた有り)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1回以上/年</td> <td>240 円/㎡</td> </tr> <tr> <td>花壇管理</td> <td>植替2回/年</td> <td>1,300 円/㎡</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 新たに公園・歩道等の自主管理を行う管理団体に対して、初年度交付金(1 回限り)を交付する。</p>		公園等		歩道		頻度	交付額	頻度	交付額	清掃・点検等	2回以上/月	21 円/㎡	24回以上/年	30 円/㎡	除草 (グラウンド)	2回以上/年	20 円/㎡			除草 (グラウンド以外)	2回以上/年	25 円/㎡	2回以上/年	20 円/㎡	中低木管理	1回以上/年	130 円/㎡	1回以上/年	100 円/㎡	トイレ清掃	2回以上/週	10,000 円/㎡	—	—	側溝清掃 (ふた無し)	—	—	1回以上/年	180 円/㎡	側溝清掃 (ふた有り)	—	—	1回以上/年	240 円/㎡	花壇管理	植替2回/年	1,300 円/㎡	—	—
	公園等		歩道																																															
	頻度	交付額	頻度	交付額																																														
清掃・点検等	2回以上/月	21 円/㎡	24回以上/年	30 円/㎡																																														
除草 (グラウンド)	2回以上/年	20 円/㎡																																																
除草 (グラウンド以外)	2回以上/年	25 円/㎡	2回以上/年	20 円/㎡																																														
中低木管理	1回以上/年	130 円/㎡	1回以上/年	100 円/㎡																																														
トイレ清掃	2回以上/週	10,000 円/㎡	—	—																																														
側溝清掃 (ふた無し)	—	—	1回以上/年	180 円/㎡																																														
側溝清掃 (ふた有り)	—	—	1回以上/年	240 円/㎡																																														
花壇管理	植替2回/年	1,300 円/㎡	—	—																																														



活動状況(箕面市資料)

	<p>[役割分担]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は、地域の公園・歩道等をアドプト(里親)により自主的に管理する ・ 市は、公園・歩道等の専門的技術等を要する維持管理を行うほか、市民が行う自主管理について、草刈り機等の機材の貸出し、ボランティアごみ袋の配付、作業用具を収納する倉庫の貸出し、保険の加入、等の必要な支援をする <p>[参加状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動団体数(歩道を担当する団体数) <table border="1" data-bbox="451 488 1442 584"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体数</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多い団体は、ほぼ毎日活動している。最低でも規定の年 24 回を実施。 	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	団体数	20	20	18	26
年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度							
団体数	20	20	18	26							
<p>取組によって 得られた効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで業者に委託していた歩道の清掃や除草及び、中低木剪定等を自主管理団体が行うことで事業費の削減につながった。 ・ 地域住民等による自主管理活動の継続により、近隣住民の美化意識の向上や地域交流の場の拡大につながった。 										
<p>工夫した点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな活動団体の拡大に向けて広報紙による制度の紹介を毎年行っている。 ・ 自主管理団体からのご意見やご要望を取り入れ、交付金額などを見直すとともに、新たな交付メニューの新設や、手続きの簡素化などを行った。また、新たに自主管理を始める場合の備品購入などに充てる初度交付金を新設した。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 以前は作業内容にかかわらず一律の金額を交付していたが、活動内容をメニュー化し、地域の実情に応じて自主的に選択できるようにした。 ▶ 新たに自主管理を始める場合の備品購入などに充てる初度交付金を設定 ▶ 事務手続きを簡素化するため、自主管理報告書の提出を「毎月」から「半期毎に変更 ▶ 自主管理を行う団体を「原則 6 名以上」から「1 名以上」に、新規団体の受付を「半期毎」から「毎月」に変更し、始めやすさを確保 										
<p>苦勞した点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主管理活動者の高齢化や後継者不足により活動の継続が困難、という団体からの声が増え、対策を検討する必要が出てきた。 										
<p>連絡先</p>	<p>大阪府箕面市 みどりまちづくり部道路管理室 [電話番号 072-724-6748]</p>										